

特定教育・保育施設等利用申請のご案内（保育施設希望用）

【申請の位置付け】

この申請は、子ども・子育て支援法第 27 条に規定する施設型給付費、第 28 条に規定する特例施設型給付費、第 29 条第に規定する地域型保育給付費又は第 30 条に規定する特例地域型保育給付費の支給を受けるために必要な「教育・保育給付認定の申請（保育認定の申請）」及び「利用施設の申請（希望保育施設の利用申込）」です。

【必要書類】

- ① 保護者のうち窓口来庁いただく方 1 名分の本人確認書類
（顔写真付のものの場合は 1 点、顔写真がないもの場合は 2 点）
1 点書類 マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等
2 点書類 健康保険資格確認書・年金手帳・通帳・年金証書・介護保険証等
- ② 同一世帯員全員分の個人番号が確認できる書類
（原則として、マイナンバーカード・通知カード・世帯全員分の個人番号が記載された住民票のいずれか）
- ③ 教育・保育給付認定(変更)申請書 兼 利用施設申請書
- ④ 保育必要理由を証明する書類（保護者全員分各 1 部が必要です）

保育必要理由	必要書類
就労（被雇用者・自営業者・内職等就労形態を問わない）	就労証明書（被雇用者の方は勤務先に、自営業者の方は民生委員に証明を依頼してください。内職については、内職の依頼元による証明が可能である場合は内職の依頼元に、不可能である場合は民生委員に証明をいただいでください。なお、いずれの就労形態も、月間 48 時間以上勤務していることが必要です。）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（認定は、産前 2 カ月、産後 2 カ月の最長 4 カ月になります。）
疾病・障害	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書の原本
介護・看護	看護・介護状況申告書及び証明書類
災害復旧	復旧を要する家屋等の罹災証明書
求職活動	求職活動状況等申告書（最長 3 ヶ月の認定となります）
就学	在学証明書又は学生証、及び時間割表等就学時間帯が分かる添付書類（入学予定の場合は、合格通知書・入学手続関係書類・時間割等就学時間帯が分かるもの）
虐待・DV 等	公的機関が発行する当該事実を証明する書類等

育児休暇中の継続利用	育児休業証明書又は育児休業の取得期間が記載された就労証明書（原則として 1 年以内の認定となります。）
その他	上記以外で保育が必要であると証明する書類（相当程度の保育必要理由がない限り、その他の理由による認定は認められません。）

⑤ 川西町保育実施選考基準に基づく点数申告書

⑥ 同意書（保健センター取扱いに関するもの）

⑦ 川西町税等口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書（兼解約届）

※ 私立保育所・川西幼稚園保育所部分の利用を希望される方のみ必要

⑧ 調査票 ※ 川西幼稚園保育所部分の利用を希望される方のみ必要

⑨ その他必要となる書類等がある場合、指定した書類等

例：川西町保育実施選考基準に基づく点数申告書において、障害を有する児童として加点を希望、または保育教諭・保育士の加配を希望するにあたり、身体障害者手帳または療育手帳を取得していない場合、医師の診断書原本を提出いただきます。

【特定教育・保育施設等を利用するまでの流れ】

- ① 上記必要書類を揃え、役場福祉こども課に「教育・保育給付認定(変更)申請」と「利用施設申請」を同時に行います。
- ② 希望される施設希望状況や受入体制の状況などにより、川西町と保育施設（又は他市町村）が川西町保育実施選考基準表に基づき利用調整を行います。
- ③ 川西町より、「支給認定証」及び「施設利用承諾書」を交付します。
- ④ 利用施設の決定後、施設と契約し、入園（所）となります。

【保育所利用料（利用者負担額）について】

保育所利用料に加え、別途施設が定める上乗せ徴収・実費徴収が加算されます。

① 3～5 歳児の保育所利用料

所得に関わらず、第 1 子から 0 円

② 0～2 歳児の保育所利用料

収入に応じた保育所利用料を納付いただきます（月額 0～79,040 円）。

第 2 子以降は 0 円となります。

詳しくはホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

川西町福祉こども課 電話 0745（44）2631